

外国人雇用の状況について

日本で就労する外国人のカテゴリー（総数172.4万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

- ① 就労目的で在留が認められる者** **約36.0万人**
（いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）
 - 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。
- ② 身分に基づき在留する者** **約54.6万人**
（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）
 - これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。
- ③ 技能実習** **約40.2万人**
 - 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 - 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなった。
- ④ 特定活動** **約4.6万人**
（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）
 - 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
- ⑤ 資格外活動**（留学生のアルバイト等） **約37.0万人**
 - 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

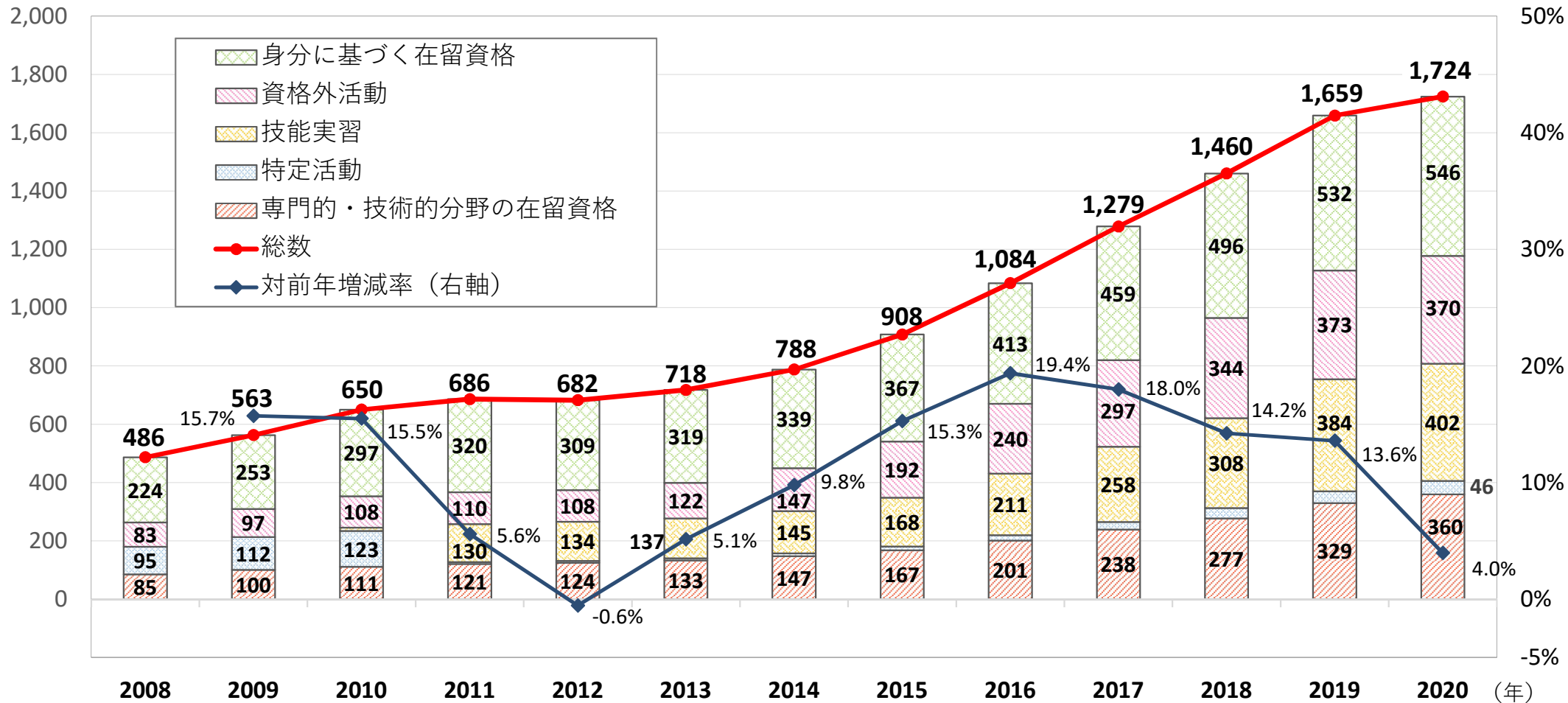
（注） 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業
（平成30年12月25日閣議決定）

※ 外国人雇用状況の届出状況（令和2年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお、「外交」、「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

在留資格別にみた外国人労働者数の推移

- 日本で就労している外国人は、2020年10月末時点で過去最高の172万4328人。
- 在留資格別にみると、「特定活動」（前年比 10.9%増）、「専門的・技術的分野の在留資格」（同 9.3%増）、「技能実習」（同 4.8%増）の伸び率大きい。

（単位：千人）



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

注1：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。

注2：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

注3：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。

注4：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。

主な在留資格の外国人労働者数対前年増加率の推移

○ 在留資格別にみると、いずれも対前年増加率が低下している。

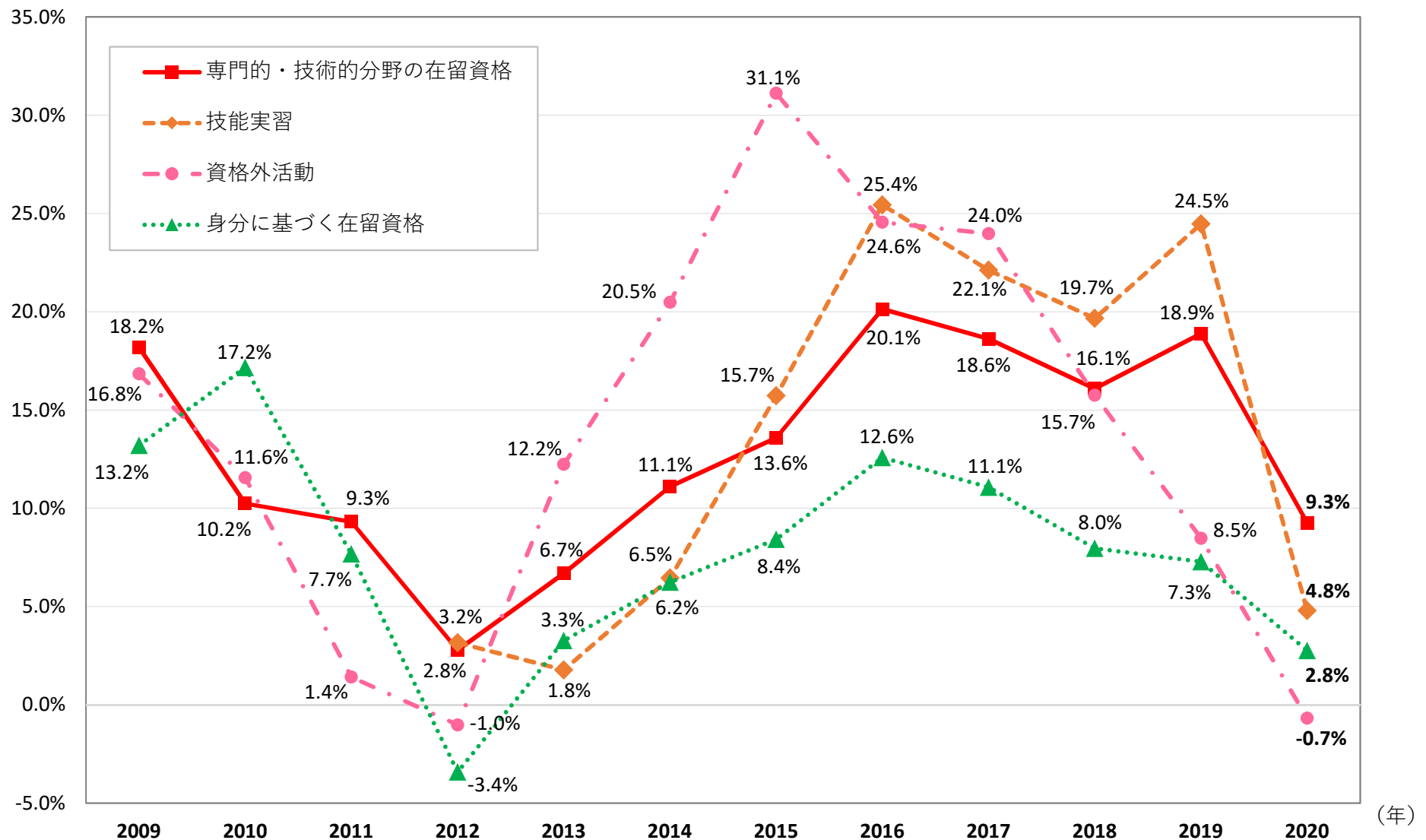
「資格外活動」 -0.7%（対前年比 9.2ポイント減）

「身分に基づく在留資格」 2.8%（同 4.5ポイント減）

「技能実習」 4.8%（同 19.7ポイント減）

「専門的・技術的分野の在留資格」 9.3%（同 9.6ポイント減）

（対前年増加率）

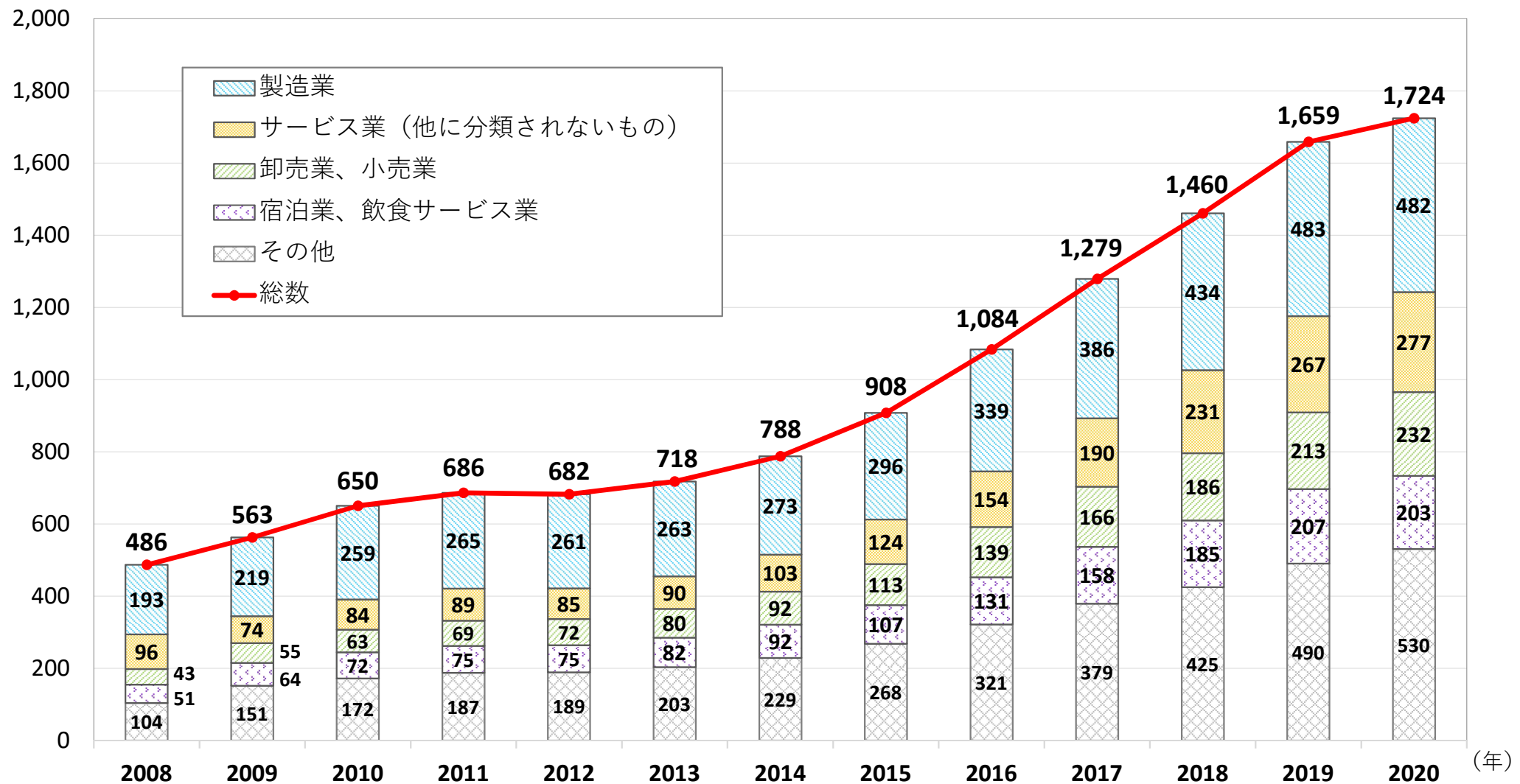


出典： 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（令和2年10月末現在）」

産業別にみた外国人労働者数の推移

○ 産業別にみると、「**製造業**」が最も多く482,002人で、**外国人労働者全体の28.0%**を占めている。次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が276,951人(同 16.1%)、「卸売業、小売業」が232,014人(同 13.5%)、「宿泊業、飲食サービス業」が202,913人(同 11.8%)の順となっている。

(単位：千人)



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

主な産業分野の外国人労働者数対前年増加率の推移

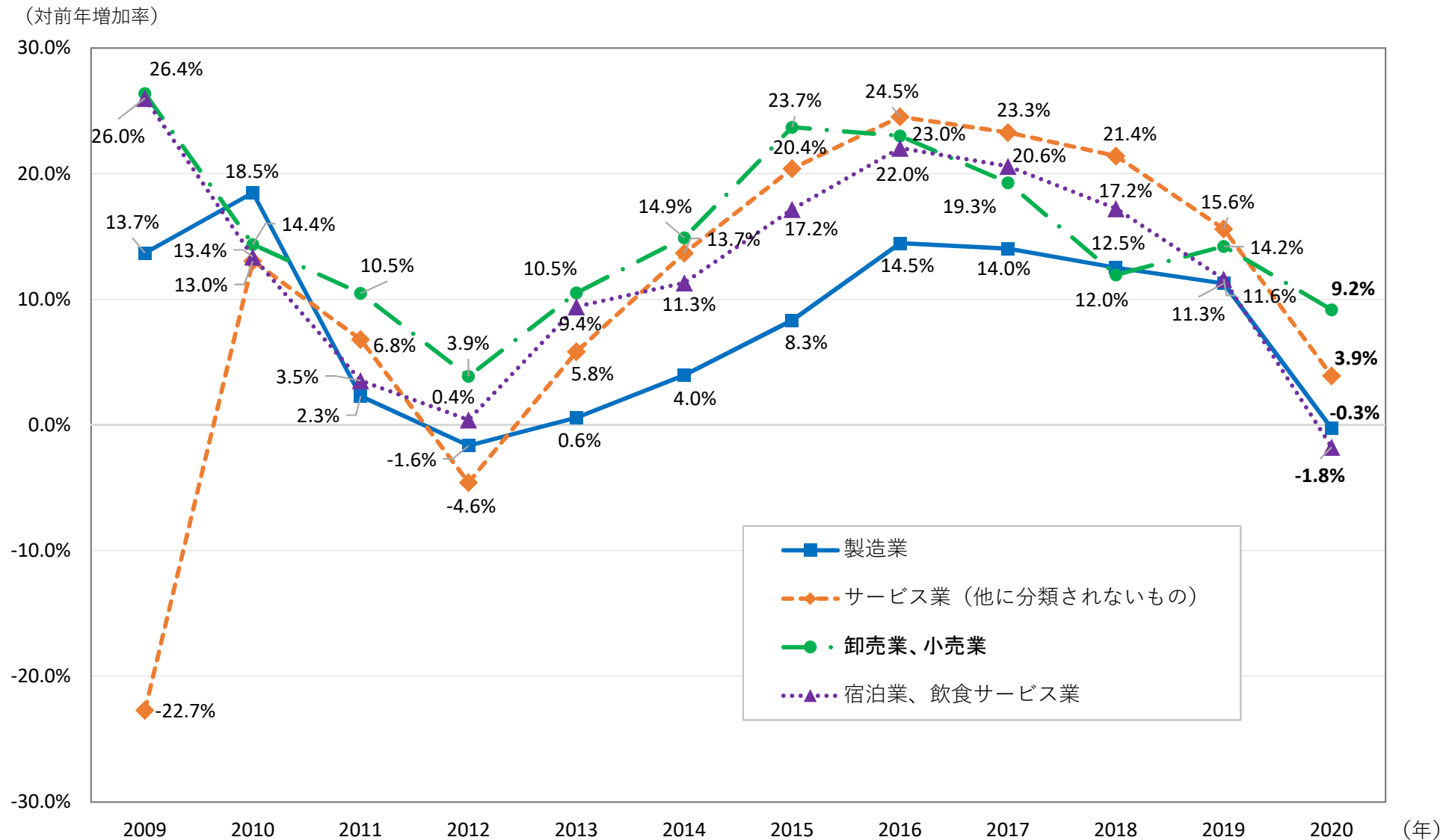
○ 産業別にみると、いずれも対前年増加率が低下している。

「宿泊業、飲食サービス業」-1.8%（対前年比 13.4ポイント減）

「製造業」-0.3%（同 11.6ポイント減）

「サービス業（他に分類されないもの）」3.9%（同 11.7ポイント減）

「卸売業、小売業」9.2%（同 5.0ポイント減）

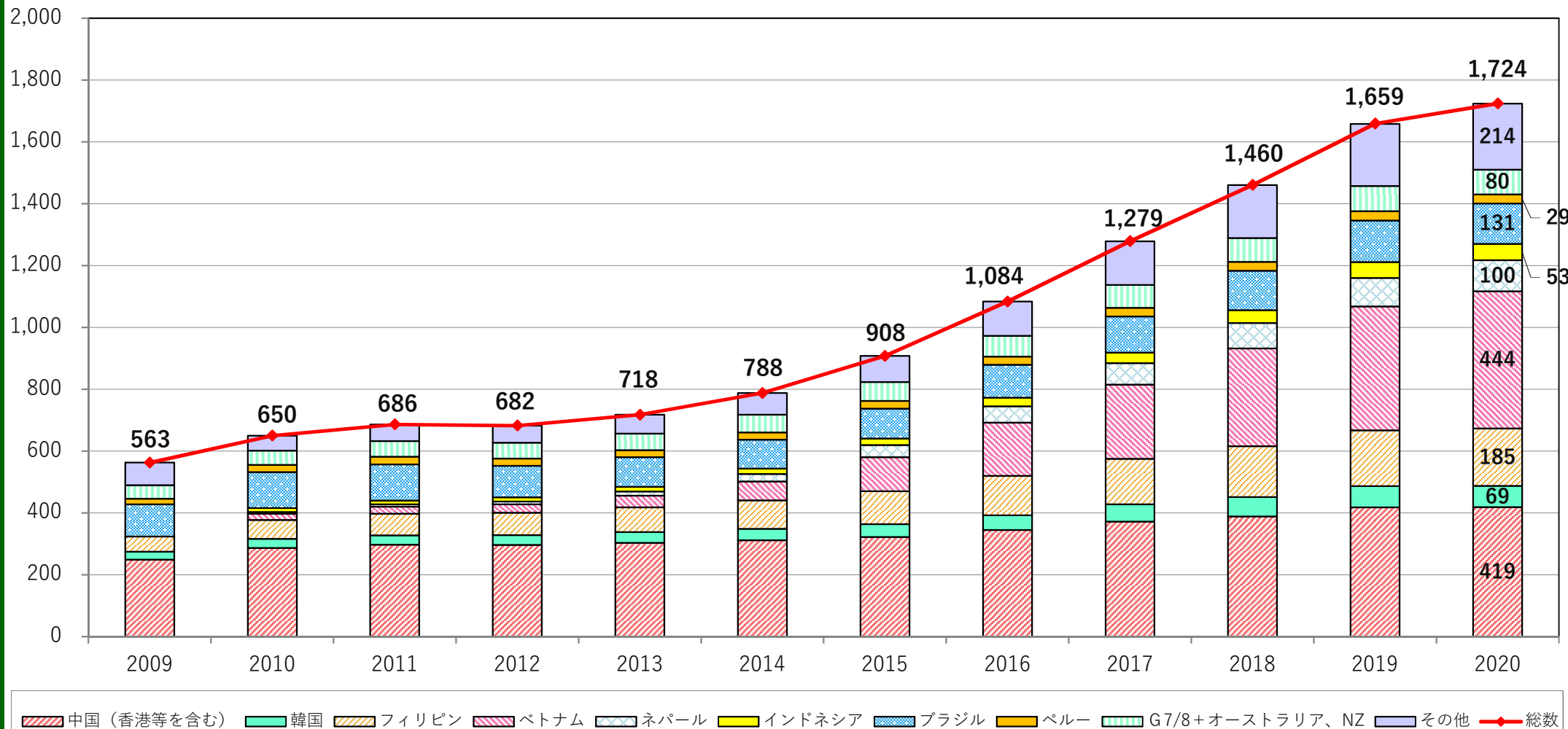


出典： 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（令和2年10月末現在）」

国籍別にみた外国人労働者数の推移

- 国籍別にみると、ベトナムが最も多く443,998人で、外国人労働者全体の25.7%を占めている。
次いで中国が419,431人(同 24.3%)、フィリピンが184,750人(同 10.7%)の順となっている。
- 直近の推移をみると、特にベトナムが前年比で10.6% (42,672人)増と増加率が高い。
次いでネパールが同 8.6%(7,858人)増、インドネシアが同 4.0%(2,058人) 増となっている。

(単位：千人)



日本で就労する外国人労働者（在留資格別・国籍別）

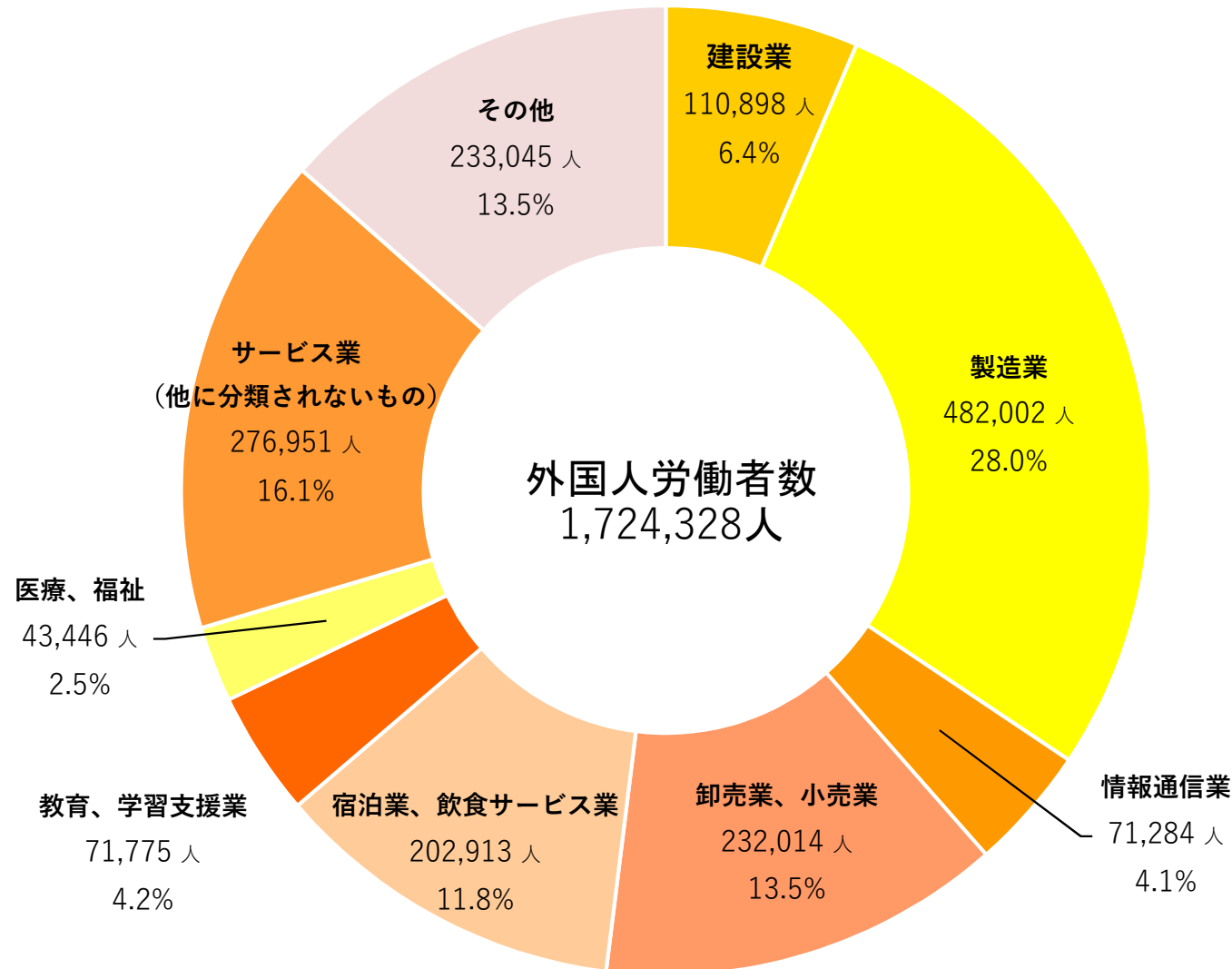
- ベトナムは「技能実習」が49.2%、次いで「資格外活動(留学等)」が30.8%。
- インドネシアは「技能実習」が62.3%。ネパールは「資格外活動(留学等)」が75.0%。
- フィリピンやブラジル、ペルーは「身分に基づく在留資格」が多い。

(単位：人)

在留資格	総数	①専門的・ 技術的分野	②身分に基づく 在留資格	③技能実習	④特定活動	⑤資格外活動
全国籍計	1,724,328	359,520	546,469	402,356	45,565	370,346
中国	419,431	122,485	119,018	76,922	5,120	95,878
韓国	68,897	30,719	26,789	38	3,084	8,260
フィリピン	184,750	12,537	129,235	34,590	5,207	3,176
ベトナム	443,998	62,155	16,057	218,600	10,403	136,781
ネパール	99,628	17,017	4,764	644	2,529	74,673
インドネシア	53,395	5,718	6,162	33,239	2,919	5,356
ブラジル	131,112	1,039	129,621	96	78	278
ペルー	29,054	154	28,738	64	28	70
その他	294,063	107,696	86,085	38,163	16,197	45,874

産業別外国人労働者数

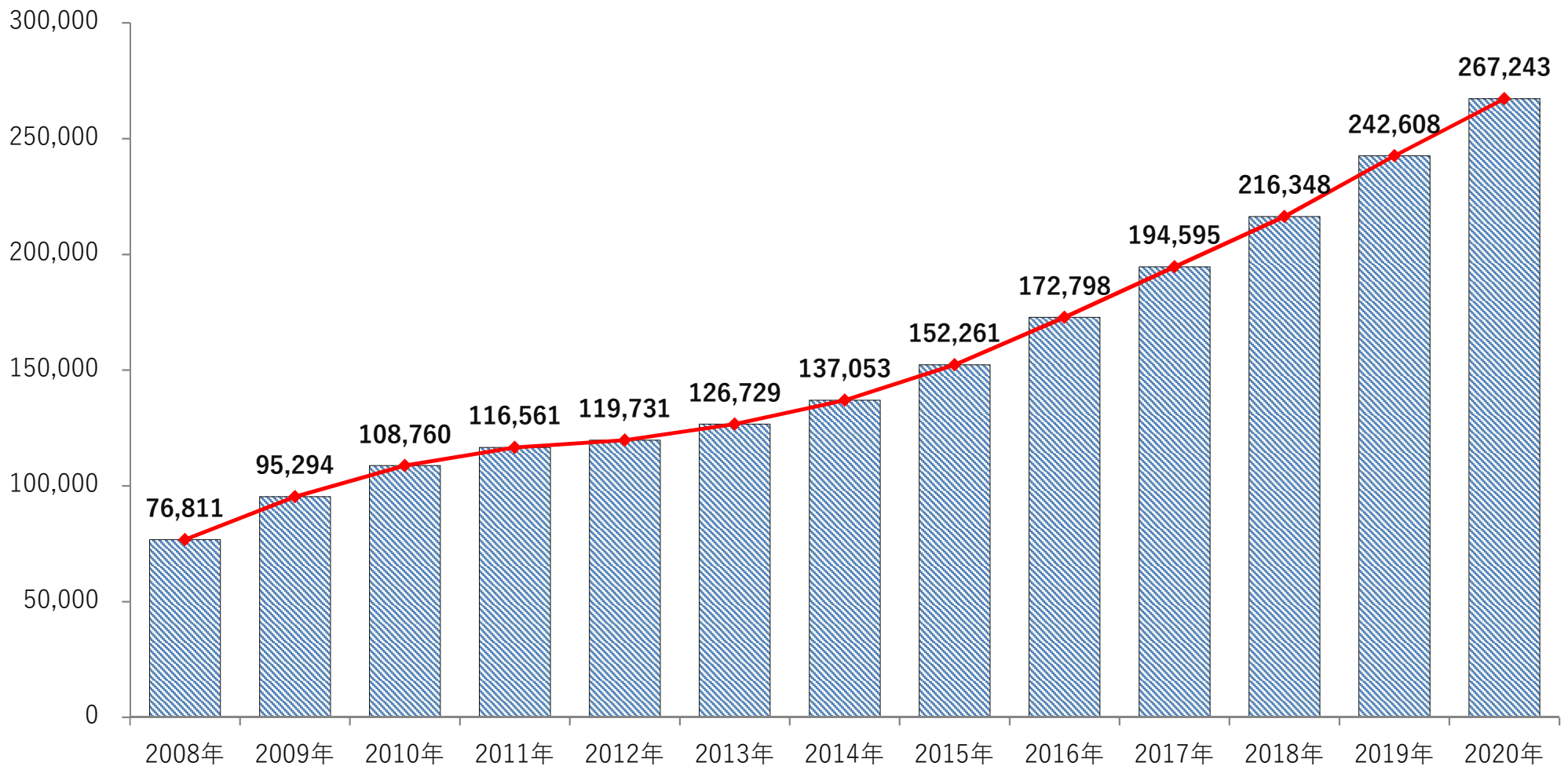
- 産業別にみると、「**製造業**」が最も多く482,002人で、**外国人労働者全体の28.0%**を占めている。次いで「サービス業(他に分類されないもの)」が276,951人(同16.1%)、「卸売業、小売業」が232,014人(同13.5%)、「宿泊業、飲食サービス業」が202,913人(同11.8%)の順となっている。



外国人雇用事業所数の推移

- 外国人を雇用する事業所数は、2020年10月末時点で過去最高の**267,243**か所。
- 特に2014年以降は、毎年約2万事業所ペースで増加。

単位（事業所）



外国人労働者数の月別推移

○ 2019年10月以降、一定の間は、近年の増加傾向が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人の新規の入国が抑制されるとともに、在留外国人の雇用にも影響が生じてきたこと等の結果、対前年（2019年10月末）比で約6.5万人の増加となっている。

